

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

表紙

山梨県  
建設コンサルタント業務  
総合評価運用ガイドライン(案)

2024年4月

山梨県 県土整備部

改定前 R5.4.1

表紙

山梨県  
建設コンサルタント業務  
総合評価運用ガイドライン(案)

2023年4月

山梨県 県土整備部

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P6)

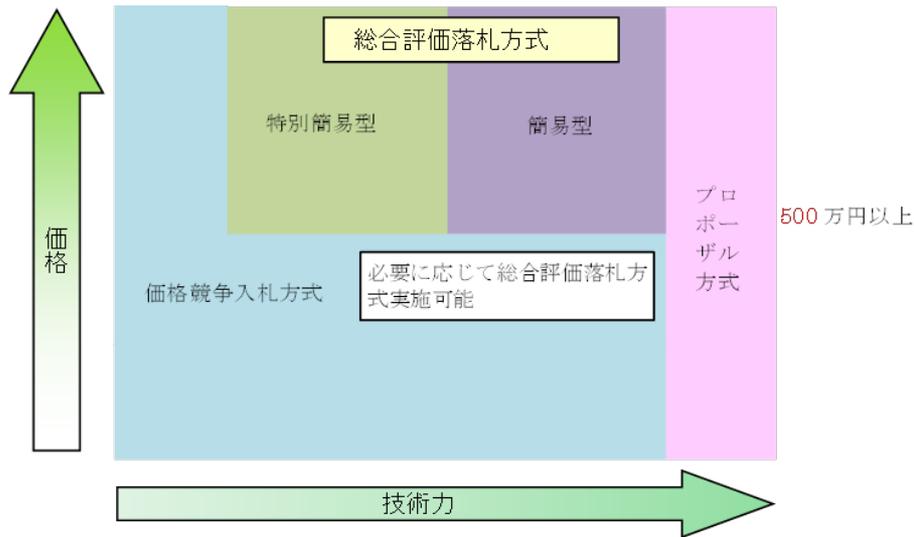


図2 総合評価落札方式の選定イメージ

改定前 R5.4.1

(P6)

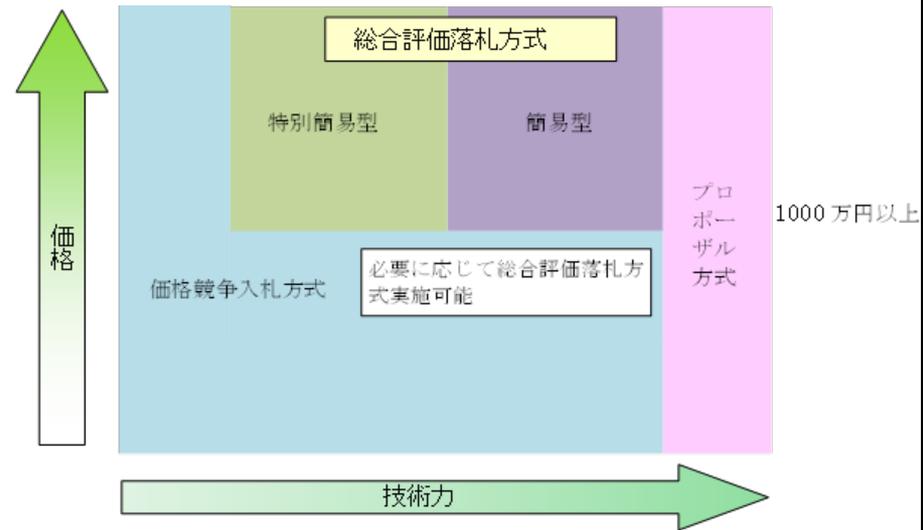


図2 総合評価落札方式の選定イメージ

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P13)

表-3 評価期間及び評価基準日一覧表(土木)

評価項目		評価期間及び評価基準日	
企業	同種業務実績	平成 <b>31</b> 年4月1日から <b>当該業務</b> の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>	
	ISO認証取得	<b>当該業務の公告日時点</b> で認証取得しているもの	
	事故及び不誠実な行為	<b>当該業務の公告日から過去1年間</b> :複数回指名停止を受けた場合は合計月数 対象期間内に1日でもかかる場合は全ての指名停止期間を対象	
	近隣地域業務実績	平成 <b>31</b> 年4月1日から <b>当該業務</b> の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>	
	本店所在地	<b>当該業務の公告日時点</b> で所在地が山梨県内であること	
	災害	協定締結	山梨県と締結した協定で、 <b>当該業務</b> の入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの
		活動実績	前年度から過去5ヶ年度の活動実績
	雇用実績	<b>前年度内に県内居住者(採用後の県内居住者でも可)を新規雇用</b>	
	成績評定	<b>山梨県発注業務で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点</b>	
	技術者	技術者資格	(※期間についての制限なし)(管理技術者、照査技術者)
CPDの取得状況		<b>当該業務の公告日から過去1年以内</b> に証明期間の一部が含まれる	
同種業務実績		平成 <b>31</b> 年4月1日から <b>当該業務</b> の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>	
手持ち業務量		<b>当該業務の公告日に完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務</b> (管理技術者、担当技術者として従事している業務)	
近隣地域業務実績		平成 <b>31</b> 年4月1日から <b>当該業務</b> の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>	
成績評定		<b>山梨県発注業務で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点</b>	

改定前 R5.4.1

(P13)

表-3 評価期間及び評価基準日一覧表(土木)

評価項目		評価期間及び評価基準日	
企業	同種業務実績	平成 <b>30</b> 年4月1日以降 <b>当該年度(入札参加資格申請締切日まで)</b> の <b>完成・引渡し済みの業務</b>	
	ISO認証取得	<b>公告日時点</b> で認証取得しているもの	
	事故及び不誠実な行為	<b>公告日から過去1年間</b> :複数回指名停止を受けた場合は合計月数 対象期間内に1日でもかかる場合は全ての指名停止期間を対象	
	近隣地域業務実績	平成 <b>30</b> 年4月1日以降 <b>当該年度(入札参加資格申請締切日まで)</b> の <b>完成・引渡し済みの業務</b>	
	本店所在地	<b>公告日時点</b> で所在地が山梨県内であること	
	災害	協定締結	山梨県と締結した協定で、 <b>入札参加資格申請締切日</b> が締結した協定の有効期間中であるもの
		活動実績	前年度から過去5ヶ年度の活動実績
	雇用実績	<b>前年度内に県内居住者(採用後の県内居住者でも可)を新規雇用</b>	
	成績評定	<b>山梨県発注業務で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに完成・引渡済み業務の平均点</b>	
	技術者	技術者資格	(※期間についての制限なし)(管理技術者、照査技術者)
CPDの取得状況		<b>公告日から過去2年以内</b> に証明期間の一部が含まれる	
同種業務実績		平成 <b>30</b> 年4月1日以降 <b>当該年度(入札参加資格申請締切日まで)</b> の <b>完成・引渡し済みの業務</b>	
手持ち業務量		<b>公告日に完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務</b> (管理技術者、担当技術者として従事している業務)	
近隣地域業務実績		平成 <b>30</b> 年4月1日以降 <b>当該年度(入札参加資格申請締切日まで)</b> の <b>完成・引渡し済みの業務</b>	
成績評定		<b>山梨県発注業務で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに完成・引渡済み業務の平均点</b>	

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P14)

表-3 評価期間及び評価基準日一覧表 (建築)

評価項目		評価期間及び評価基準日
企業 業	同種業務実績	平成26年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>
	ISO認証取得	当該業務の <b>公告日時</b> 点で認証取得しているもの
	事故及び不誠実な行為	当該業務の <b>公告日</b> から過去1年間:複数回指名停止を受けた場合は合計月数 対象期間内に1日でもかかる場合は全ての指名停止期間を対象
	近隣地域業務実績	平成26年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>
	本店所在地	当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県内であること
	災害	山梨県被災建築物応急危険度判定士 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が登録有効期間中であるもの
	雇用実績	前年度内に県内居住者(採用後の県内居住者でも可)を新規雇用
	成績評定	山梨県発注業務で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の <b>公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点</b>
	技術者資格	(※期間についての制限なし)
	CPDの取得状況	当該業務の <b>公告日</b> から過去1年以内に証明期間の一部が含まれる
技術者	同種業務実績	平成26年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>
	手持ち業務量	当該業務の <b>公告日</b> に完了していない契約済みの県発注の他の業務(管理技術者、担当技術者として従事している業務)
	近隣地域業務実績	平成26年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに <b>完成している業務</b>
	成績評定	山梨県発注業務で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の <b>公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点</b>

改定前 R5.4.1

(P14)

表-3 評価期間及び評価基準日一覧表 (建築)

評価項目		評価期間及び評価基準日
企業 業	同種業務実績	平成25年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の <b>完成・引渡し済みの業務</b>
	ISO認証取得	<b>公告日時</b> 点で認証取得しているもの
	事故及び不誠実な行為	<b>公告日</b> から過去1年間:複数回指名停止を受けた場合は合計月数 対象期間内に1日でもかかる場合は全ての指名停止期間を対象
	近隣地域業務実績	平成25年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の <b>完成・引渡し済みの業務</b>
	本店所在地	公告日時時点で所在地が山梨県内であること
	災害	山梨県被災建築物応急危険度判定士 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、入札参加資格申請締切日が登録有効期間中であるもの
	雇用実績	前年度内に県内居住者(採用後の県内居住者でも可)を新規雇用
	成績評定	山梨県発注業務で過去10ヶ年度に完成及び当該年度は <b>公告日の前々月の末日までに完成・引渡済み業務の平均点</b>
	技術者資格	(※期間についての制限なし)
	CPDの取得状況	<b>公告日</b> から過去2年以内に証明期間の一部が含まれる
技術者	同種業務実績	平成25年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の <b>完成・引渡し済みの業務</b>
	手持ち業務量	<b>公告日</b> に完了していない契約済みの県発注の他の業務(管理技術者、担当技術者として従事している業務)
	近隣地域業務実績	平成25年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の <b>完成・引渡し済みの業務</b>
	成績評定	山梨県発注業務で過去10ヶ年度に完成及び当該年度は <b>公告日の前々月の末日までに完成・引渡済み業務の平均点</b>

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

改定前 R5.4.1

(P15、28)  
簡易型及び特別簡易型(本店選択あり)共通  
(1)技術評価(土木)  
①企業の評価(資格・実績)

(P15、28)  
簡易型及び特別簡易型(本店選択あり)共通  
(1)技術評価(土木)  
①企業の評価(資格・実績)

本店選択あり

本店選択あり

企業 の 評 価	資格 実 績	評価項目	評価点	様式
		評価基準		
	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
	事故 及び 不誠 実な 行為	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3か月以上 ②1か月以上3か月未満 ③1か月未満 ④なし	①-6点 ②-4点 ③-2点 ④ 0点	提出不要
	近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
	本店 所在 地	県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要

企業 の 評 価	資格 実 績	評価項目	評価点	様式
		評価基準		
	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
	事故 及び 不誠 実な 行為	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3か月以上 ②1か月以上3か月未満 ③1か月未満 ④なし	①-6点 ②-4点 ③-2点 ④ 0点	提出不要
	近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
	本店 所在 地	県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	様式1

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P15、16、17、28、29、30) ※土木

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成**31**年4月1日から**当該業務**の入札参加資格申請締切日までに**完成している**業務とする。
- ※2 **当該業務**の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、**当該業務**の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成**31**年4月1日から**当該業務**の入札参加資格申請締切日までに**完成している**業務とする。
- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件（本店、支店、営業所等）を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。  
**当該業務**の公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県と締結した協定で、**当該業務**の入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの。また、活動実績は前年度から過去5ヶ年度とする。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、**当該業務**の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務（建設コンサルタント業務（現場技術業務は除く））で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は**当該業務**の公告日の前々月の末日までに**完成している**業務の平均点

改定前 R5.4.1

(P15、17、28、30) ※土木

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した平成**30**年4月1日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済みの業務とする。
- ※2 公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した平成**30**年4月1日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済みの業務とする。
- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件（本店、支店、営業所等）を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。  
公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県と締結した協定で、入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの。また、活動実績は前年度から過去5ヶ年度とする。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度内に新規雇用し、公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。  
雇用に証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを添付すること。  
山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。  
（住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し）
- ※8 山梨県発注業務（建設コンサルタント業務（現場技術業務は除く））で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに完成・引渡し済み業務の平均点

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1	改定前 R5.4.1
<p>(P16、17、18、29、31) ※土木</p> <p><b>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</li> <li>2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。</li> <li>3) <b>法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</b></li> <li>4) <b>法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</b></li> <li>5) <b>法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。</b></li> <li>6) <b>法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。</b></li> <li>7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを添付すること。 山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。 (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)</li> </ol>	<p>(P16、18、29、31) ※土木</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</li> <li>2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。</li> <li>3) 業務実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。</li> </ol>

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P19、32) ※土木

- ※9 配置予定技術者の技術者資格は以下の表-1技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※10 配置予定技術者のCPDの実績は、**当該業務の**公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。
- ※11 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成**31**年4月1日から**当該業務の**入札参加資格申請締切日までに**完成している**業務とする。
- ※12 手持ち業務量は、**当該業務の**公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。
- ※13 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成**31**年4月1日から**当該業務の**入札参加資格申請締切日までに**完成している**業務とする。
- ※14 山梨県発注業務(建設コンサルタント業務(現場技術業務は除く))で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は**当該業務の**公告日の前々月の末日までに**完成している**業務の平均点  
(管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。)

改定前 R5.4.1

(P19、32) ※土木

- ※9 配置予定技術者の技術者資格は以下の表-1技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※10 配置予定技術者のCPDの実績は、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。  
ただし、令和5年4月1日以降に公告する対象業務においては、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、公告日から過去2年以内に証明期間の一部が含まれるものに変更する。
- ※11 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した平成**30**年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切まで)の完成・引渡し済みの業務とする。
- ※12 手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。
- ※13 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した平成**30**年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切まで)の完成・引渡し済みの業務とする。
- ※14 山梨県発注業務(建設コンサルタント業務(現場技術業務は除く))で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに完成・引き渡した業務の平均点  
(管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。)

(赤字部は改定箇所)

## 改定後 R6.4.1

(P22、34)  
簡易型及び特別簡易型(本店選択あり)共通  
(2)技術評価(建築)  
①企業の評価(資格・実績)

本店選択あり

企業 の 評 価	資格 実 績	評価項目	評価点	様式
		評価基準		
	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3か月以上 ②1か月以上3か月未満 ③1か月未満 ④なし	①-6点 ②-4点 ③-2点 ④ 0点	提出不要	
	近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
	本店 所在 地	県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要

## 改定前 R5.4.1

(P22、34)  
簡易型及び特別簡易型(本店選択あり)共通  
(1)技術評価(建築)  
①企業の評価(資格・実績)

本店選択あり

企業 の 評 価	資格 実 績	評価項目	評価点	様式
		評価基準		
	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3か月以上 ②1か月以上3か月未満 ③1か月未満 ④なし	①-6点 ②-4点 ③-2点 ④ 0点	提出不要	
	近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
	本店 所在 地	県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	様式1

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P22、24、34、36) ※建築

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成**26**年4月1日から**当該業務**の入札参加資格申請締切日までに**完成している**業務とする。
- ※2 **当該業務**の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、**当該業務**の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成**26**年4月1日から**当該業務**の入札参加資格申請締切日までに**完成している**業務とする。

(P23) ※建築

- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本店、支店、営業所等)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。  
**当該業務**の公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、**当該業務**の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、**当該業務**の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去**5**ヶ年度に完成及び当該年度は**当該業務**の公告日の前々月の末日までに**完成している**業務の平均点

(P24) ※建築

- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、**当該業務**の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、**当該業務**の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去**5**ヶ年度に完成及び当該年度は**当該業務**の公告日の前々月の末日までに**完成している**業務の平均点

改定前 R5.4.1

(P22、24、34、36) ※建築

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した平成**25**年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の完成・引渡し済みの業務とする。
- ※2 公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した平成**25**年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切まで)の完成・引渡し済みの業務とする。

(P23) ※建築

- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本店、支店、営業所等)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。  
公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。  
雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを添付すること。  
山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。  
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)
- ※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去10ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに**完成・引渡済み**業務の平均点

(P24) ※建築

- ※5 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。
- ※6 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。  
雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを添付すること。  
山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。  
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)
- ※7 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去10ヶ年度に完成及び当該年度は公告日の前々月の末日までに**完成・引渡済み**業務の平均点

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P26、38) ※建築

- ※9 配置予定技術者の CPD の実績は、**当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。**
- ※10 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した、平成**26**年4月1日から**当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。**
- ※11 手持ち業務量は、**当該業務の公告日において、完了していない契約済みの県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。**
- ※12 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した、平成**26**年4月1日から**当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。**
- ※13 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去**5**ヶ年度に完成及び当該年度は**当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点** (管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。)

改定前 R5.4.1

(P26、38) ※建築

- ※8 配置予定技術者の CPD の実績は、**公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。**  
ただし、令和5年4月1日以降に公告する対象業務においては、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、**公告日から過去2年以内に証明期間の一部が含まれるものに変更する。**
- ※9 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した平成**25**年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の**完成・引渡し済みの業務とする。**
- ※10 手持ち業務量は、**公告日において、完了していない契約済みの県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。**
- ※11 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1 参照)が発注した平成**25**年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の**完成・引渡し済みの業務とする。**
- ※12 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去10ヶ年度に完成及び当該年度は**公告日の前々月の末日までに完成・引き渡した業務の平均点** (管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。)

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1	改定前 R5.4.1
<p>(P23、24、25、35、37)  <b>※建築共通</b>  <b>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</b>                      1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。                      2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。                      ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。                      3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。                      4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。                      5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。                      6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。                      7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを添付すること。                      山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。                      (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)</p>	<p>(P23、25、35、37)  <b>※建築共通</b>                      1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。                      2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。                      ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。                      3) 業務実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。</p>

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1

(P39)

5-6 評価基準の留意点

(1) 業務実績

同種業務の設定は、入札参加資格条件（同種業務）等を考慮し、適切に設定した上で入札公告に記載する。

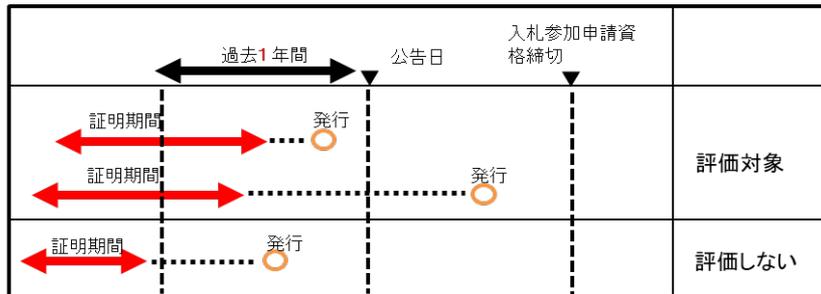
(2) CPD

予定技術者、下記団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



改定前 R5.4.1

(P39)

5-6 評価基準の留意点

(1) 業務実績

同種業務の設定は、入札参加資格条件（同種業務）等を考慮し、適切に設定した上で入札公告に記載する。

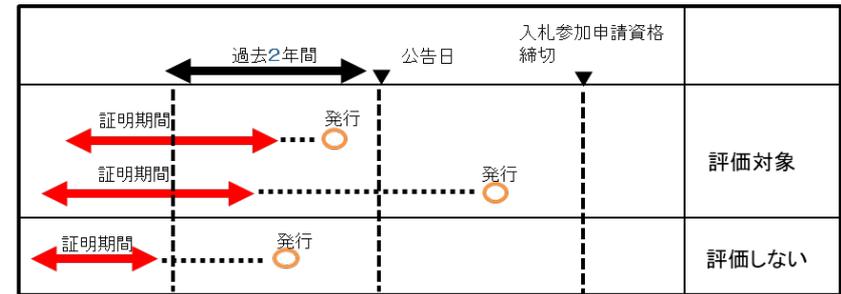
(2) CPD

予定技術者、下団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

CPD単位取得の証明は、公告日から過去2年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去2年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1	改定前 R5.4.1
<p>(P40)</p> <p>(3) 本店所在地等 本店所在地等については、入札参加資格条件を考慮し、適切に設定する。</p> <p>(P41)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本ガイドラインは令和2年4月1日から適用する。</li> <li>2. 令和2年5月1日 一部改正 (コロナによるCPD期間拡大)</li> <li>3. 令和3年4月1日 一部改定 (コロナによるCPD期間拡大など)</li> <li>4. 令和4年4月1日 一部改定 (発注機関一覧表の改定など)</li> <li>5. 令和5年4月1日 一部改定 (建築 技術者資格の評価基準改定など)</li> <li>6. 令和6年4月1日 一部改定 (「成績評定点(建築)」の評価対象期間の変更、コロナによるCPDの暫定措置解除など)</li> </ol>	<p>(P40)</p> <p>(3) 本店所在地等 本店所在地等については、入札参加資格条件を考慮し、適切に設定する。 なお、評価を受ける場合は、所在地が分かる書類を添付する。</p> <p>(P41)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本ガイドラインは令和2年4月1日から適用する。</li> <li>2. 令和2年5月1日 一部改正 (コロナによるCPD期間拡大)</li> <li>3. 令和3年4月1日 一部改定 (コロナによるCPD期間拡大など)</li> <li>4. 令和4年4月1日 一部改定 (発注機関一覧表の改定など)</li> <li>5. 令和5年4月1日 一部改定 (建築 技術者資格の評価基準改定など)</li> </ol>